

平成29年1月27日

各位

杜の都信用金庫

キャッシュカードによる振込の一部利用制限について

～ 還付金詐欺被害からご年配のお客さまをお守りするために ～

平素は格別のお引き立てを賜わり、厚く御礼申し上げます。

昨今、キャッシュカードによる振込が不慣れなご年配のお客さまをATMに誘導して、預金を振込ませる「還付金詐欺」「振込め詐欺」等が急増しています。

当金庫では、このような「還付金詐欺」「振込め詐欺」等の被害を防止するための緊急対応として、下記のとおりキャッシュカードによる振込取引を一部制限させていただきます。

何卒、ご理解賜わりますようお願いいたします。

記

1. 緊急対応内容

次のお客さまは、ATMの振込限度額を「0（ゼロ）円」に設定させていただきますので、キャッシュカードによるATMでの振込取引ができなくなります。

<対象となるお客さま>

70歳以上のお客さまのうち、当金庫ATMで3年以上キャッシュカードによる振込取引をされていない口座のお客さま。

2. 開始時期

平成29年2月1日（水曜日）

3. 上記お客さまが、継続的にキャッシュカードによるATMでの振込取引を希望される場合、本人確認のうえ、振込取引をできるようにさせていただきます。

（平日の営業時間内に当金庫窓口へお申出ください。）

なお、キャッシュカードによる「お預入れ」や「お引出し」は従来どおりお取扱いが可能です。

以上